

新春特集

平成二十七年年度の目標として

第九次卸売市場整備基本方針策定!

農林水産省

発行所 大阪市水産物卸協同組合
大阪市福島区野田1-1-86
大阪中央卸売市場内
郵便番号553-0005
電話6469-3900
http://www.suinaka.or.jp

Table with 3 columns: 仕入高と前年対比, (百万円), (%). Rows include 22/04~22/11, 通常取引, 延取引, 直接集荷, 合計.

平成二十三年(二〇二一年)の新春を迎えた。昨年はリーマンショックの最悪期から脱したと見えた日本経済も、高騰する円高不況で輸出産業の業績が軒並み低迷した。また、中国との尖閣諸島問題で対中外交、貿易等に影響が出た。政界では与野民主党が参院選で惨敗、普天間基地の問題をはじめ予断を許さない課題が山積みしており、当分混乱が続くものと考えられる。景気の低迷は甚だ大きく、先の見えない状況の中で、容赦なく襲ってくるデフレの波に、我々流通業界は悲鳴を上げているのが実情である。消費需要喚起のため、早急な金融、経済対策を期待したい。

我々は生鮮流通の中核である市場として、食の安全・安心の確保に徹し、消費者により良い生鮮品を供給していく事が最大の使命である。また、日本の食文化・食育の観点から、家庭における肉魚の促進を含めた魚食普及活動を進めていく必要がある。水産物流通の多様化・細分化が進展し、今後人口減少、特に少子高齢化が予想を上回る早いペースで押し寄せてくる。我々としては卸売市場発展の為に創意と工夫による取扱商材の高付加価値化を確立し、発展を目指していかなければならない。

第九次卸売市場整備基本方針 (平成二十二年十月策定)

第一 基本的な考え方

市場については、我が国の生鮮食品等の流通の基幹的インフラとして、生鮮食品等の円滑かつ安定的な流通を確保する観点から、これまで中央・地方を通ずる流通網の整備が図られ、全国的な配置が進展したところである。こうした中で、卸売市場をめぐって

は、少子高齢化等による社会構造の変化、農水産物の生産構造の脆弱化、食料消費・小売形態の変化や消費者ニーズの多様化、食の安全や環境問題をはじめとする社会的要請の高まり等の情勢変化が見られるとともに、卸売市場においては、卸売市場経路の低下や取扱数量の減少等の状況にある卸売市場がこうした情勢変

対応 ④卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保 ⑤卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化 ⑥経営戦略的な視点を持った市場運営の確保を基本とし、その整備及び運営を行う。

第二 卸売市場の適正な配置の目標

卸売市場の配置については、生鮮食品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編にも配慮しつつ、別記1の市場流通量の見通し及び今後の都市人口の動向、生産者及び実需者のニーズの質的な変化、輸送条件の変化、情報化の進展等の経済情勢に対応し、また、開設者の財政事情を勘案し、市場機能の円滑な発揮と更なる機能強化が図られるよう、次の事項に留意して行う。

一 中央卸売市場

(一) 中央卸売市場については、既設の中央卸売市場の開設者(当該開設者から当該中央卸売市場の施設の権原を取得して中央卸売市場を開設しようとする地方公共団体を含む)が、他の卸売市場に係る取扱品目の部類を承継する場合を除き、新設は行わないこと。

二 大規模な中央卸売市場と中小規模の中央卸売市場との間の機能・役割分担の明確化を図り、効率的な流通ネットワークを構築するため、大型産地からの荷を大に受け、周辺の中小規模の中央卸売市場と連携した流通を行う役割を担う中央卸売市場(中央拠点市場)において、大型車両に

も対応可能な保管・積込施設、全国の産地や卸売市場との間での情報の迅速な処理を行うために必要な情報処理施設等の整備を推進すること。なお、開設者は、複数の中央卸売市場に分散して投資することにより、整備の効率性が阻害されることのないよう十分留意すること。

出荷を行っており、かつ、取扱数量及び開設区域外への出荷割合について、以下の①又は②のいずれかの指標に該当すること。なお、中央拠点市場であるか否かの判断は、取扱品目の部類ごと及び卸売市場ごとに行う。ただし、開設者が複数の中央卸売市場を開設しており、当該複数の中央卸売市場を再編する計画を有している場合には、当該複数の中央卸売市場を一つの卸売市場とみなして取扱数量及び開設区域外への出荷割合を計算すること

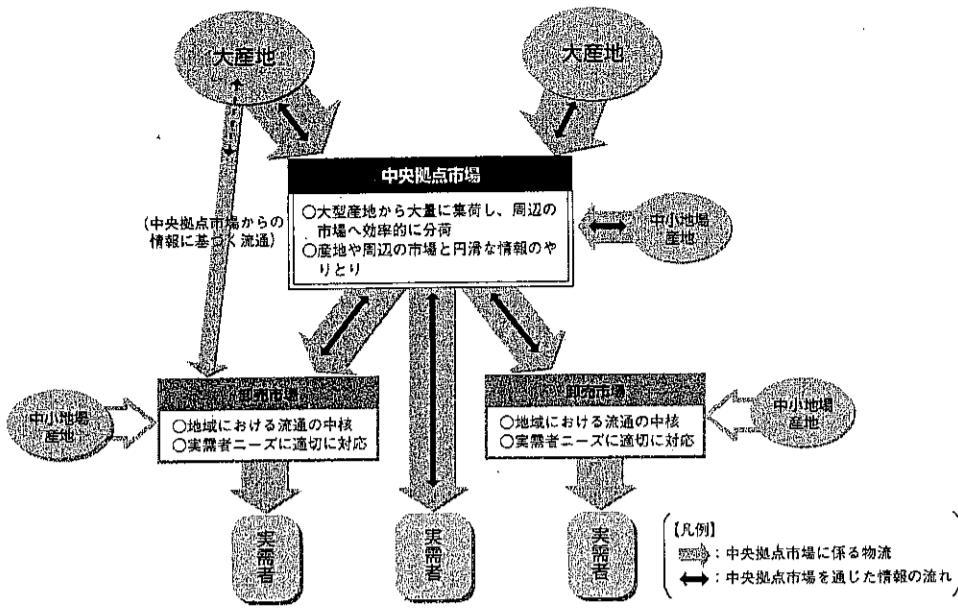
Table with 2 columns: 年頭所感, 大阪水産物卸協同組合理事長 細井 禎 蔵. Rows include 組合員の皆様方におかれましては、お健やかに新春を迎えられましたことと、心からお慶び申し上げます。わが国経済は、国際情勢の緊張や国内政治の混乱など、企業収益に少なからず影響を及ぼし、個人消費も低迷し、先行き不透明感が拭えない状況にあります。

※年頭所感※

大阪水産物卸協同組合理事長 細井 禎 蔵

このような状況を一刻も早く解消するために、早急に政府には強いリーダーシップを発揮されデフレ経済の脱却と需要喚起、為替相場の安定に向け、思い切った経済政策を講じていただくことを願っております。個々の企業においては、積極的な営業活動の展開と信用管理、内部管理体制の強化をこれまでもまして一段と強化していかねばならないと考えております。当組合においても仲卸の経営体質の強化はもちろん、当面する諸課題においても気を引き締めて取り組んで参りたいと存じます。その他にも日常業務の効率化、仲卸業者の活性化、市場機能の強化、消費税の対応など、多くの課題が内在しています。行政の方向性も見極めながら皆さんとともに考え対応して参りたいと思っております。

【中央拠点市場のイメージ】



【中央拠点市場の基準】(1)又は(2)に該当すること

| | | 取扱数量 | | 開設区域外への出荷割合 | |
|----|---|---------|---------|-------------|-------|
| | | ① | ② | ① | ② |
| 青果 | ① | 29万トン以上 | 15万トン以上 | 30%以上 | 45%以上 |
| | ② | 14万トン以上 | 6万トン以上 | 40%以上 | 60%以上 |
| 水産 | ① | 14万トン以上 | 6万トン以上 | 40%以上 | 60%以上 |
| | ② | 6万トン以上 | - | 60%以上 | - |

(注) 開設者が複数の中央卸売市場を開設しており、当該複数の中央卸売市場を再編する計画を有している場合には、当該複数の中央卸売市場を1つの卸売市場とみなして取扱数量及び開設区域外への出荷割合を計算できる。

0,000トン以上
 イ 水産物にあつては60,000トン以上であり、かつ、当該中央卸売市場に係る開設区域外への出荷割合が、
 ウ 青果物にあつては四五%以上
 エ 水産物にあつては六〇%以上であること。
 (四) 中央拠点市場とネットワークを構築する中央拠点市場以外の中央卸売市場については、それぞれの地域における生鮮食品等の流通の中核として、実需者のニーズに適切に対応した機能の高度化を図り、効率的な流通の確保を推進すること。
 (五) 中央卸売市場(食肉卸売市場を除く)であつて、

次に掲げる指標のうち三以上の指標に該当するものは、再編に取り組みこと。
 ① 当該中央卸売市場における取扱数量が当該中央卸売市場に係る開設区域内における需要量未満であること。ただし、②に掲げる指標に該当しない中央卸売市場であつて、当該中央卸売市場に係る開設区域外への出荷割合が、
 ア 青果物にあつては四五%以上
 イ 水産物にあつては六〇%以上
 ウ 花きにあつては六〇%以上である場合には、この限りでない。② 当該中央卸売市場における取扱数量が、

0,000トン未満
 イ 水産物にあつては三五,000トン未満
 ウ 花きにあつては六,000万本相当未満であること。
 ③ 当該中央卸売市場における取扱数量が直近で三年間連続して減少し、かつ、三年前を基準年とする取扱量の減少率が、
 ア 青果物にあつては九・九%以上
 イ 水産物にあつては一五・七%以上
 ウ 花きにあつては七・四%以上であること。④ 以下のいずれかの要件に該当すること。
 ア 当該中央卸売市場の市場特別会計に対する一般会計からの繰入金直近で三年間連続して総務省で定め

る繰出しの基準を超えていること。
 イ 当該中央卸売市場における当該取扱品目の部類に係る取扱数量の過半を占める卸売業者が直近で三年間連続して卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十一条第二項各号のいずれかに該当していること。
 (八) (五)に規定する再編基準に該当する中央卸売市場の開設者は、次に掲げる措置のいずれに取り組みかを検討し、早期に具体的な取組内容及び実施時期を決定すること。ただし、沖縄本島にある中央卸売市場については、この限りでない。
 なお、(五)に規定する再編基準に該当しない中央卸売市場であつても、市場機能の強化を図る観点から、必要に応じて当該措置に取り組みことが望ましい。① 市場運営の広域化(広域の開設者への地位の承継)② 地方卸売市場への転換③ 他方卸売市場との統合による市場機能の集約④ 集荷・販売面における他の卸売市場との連携⑤ 卸売市場の廃止その他市場流通の効率化

(七) 中央卸売市場については、商品形態の変化、小売形態の変化、情報化の進展、食の安全に対する社会的要請の高まり等に対応して計画的に近代的な市場施設の整備を推進すること。特に、食肉卸売市場については、輸入食肉の増加、部分肉流通の進展等に即応して集荷・販売力の向上を図るなど価格形成市場として十全の機能が発揮し得るよう整備し、運営の改善を図ること。
 (八) 老朽化や過密・狹隘化の著しい中央卸売市場については、PFI(民間の資金とノウハウの活用によ

る公共施設等の整備手法)事業の活用等により、計画的に再整備を図ること。
 二 地方卸売市場(略)
 三 水産物産地市場
 水揚量及び魚種構成の変化、用途別・品別振り分けの必要性や、産地市場関係事業者の経営の改善・安定化に配慮するとともに、輸送条件の変化、漁港の整備計画等を勘案し、長期的展望に即して統合等により市場機能の強化を推進すること。
 第三 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類の規模、配置及び構造に関する基本的指標

一 立地に関する事項
 卸売市場の立地については、大規模小売業者、外食産業事業者等の広域チェーン展開等による生鮮食品等流通の広域化、大都市圏等の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行う。この場合、特に次の事項について留意すること。
 (一) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。特に、流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一〇号)に基づき流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮すること。
 (二) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。
 (三) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保される地形であること。
 (四) 生鮮食品等の安全・衛生上適切な環境にあ

る地域であること。
 二 施設の種類の関係する事項
 施設の種類の関係する事項は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に十分配慮する。売場施設、駐車施設、衛生施設、保管施設、搬送施設、衛生施設、事務処理施設、管理施設、加工処理施設、福利厚生施設、関連事業施設以上の施設に付帯する施設は、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備すること。
 三 施設の規模に関する事項(略)
 四 施設の配置、運営及び構造に関する事項
 卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズに的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食品等の品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、さらには環境問題への積極的な取組等に向けて、特に次の事項に留意するとともに、施設整備についてはPFI事業の活用、施設管理については民間委託の推進や地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基づく指定管理者制度の活用により、市場使用料の抑制等に努める。さらに、卸売市場の費用負担の適正化の観点から、施設の使用料、入場料等の徴収についても検討すること。
 (一) 卸売市場における

の確立に対する生産者及び実需者のニーズ(早急に対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温(定温)管理施設を計画的に配置すること。また、中央卸売市場においては、卸売業者や仲卸業者のコスト負担、地域性等を勘案した導入の効果や必要性等を考慮しつつ、中央卸売市場ごとに数値目標や方針を策定すること。
 (二) よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設について、施設の導入に当たつての費用対効果や共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整等を考慮しつつ、整備・配置を推進すること。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、情報発信機能の強化や市場関係業者が一体となって行うリテイラサポート(小売支援活動)等の取組を推進すること。
 (三) 地球温暖化等環境問題が深刻化している中で、卸売市場においてもエネルギー消費や廃棄物排出の抑制等環境負荷の低減に向けた取組が重要であること。太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設の整備・配置や、通業務の効率化に努めるとともに、管理棟の木質化を推進すること。また、中央卸売市場においては、温室効果ガスの削減に向けて、新たな投資についての卸売業者や仲卸業者の負担を考慮しつつ、実態を十分踏まえ

た上で、数値目標や方針を策定し、計画的に取り組みこと。
 (四) 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあつては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。特に、大都市圏の卸売市場においては、土地の高度利用を図る観点から、立体的かつ効率的な施設の配置とすること。
 (五) 大規模増改築等卸売市場施設の増設に当たつては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること。また、(一)の低温(定温)管理施設に加え、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置すること。
 (六) 施設配置に当たつては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化を図ること。
 (七) 施設運営に当たつては、コールドチェーンシステムの確立のための適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。
 (八) 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、①取引における生鮮EDI標準(受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取決め)の活用、電子タグ(メモリ機能)を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札(タグ)の導入等の情報技術の活用②産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市

場内におけるLAN(市場内情報通信網)や通い容器に対応した搬送施設の整備と通い容器の一時保管場所の確保に努めること。

(九) 流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とする

(十) 卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境との調和を図るとともに、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能(快適性)を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、可能な限り緑地帯等を設置すること。

第四 取引及び物品の積卸し・荷さばき保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的事項

一 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明で適切な価格形成を引き続き確保する。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、生産者及び実需者のニーズに的確に対応した卸売市場における取引の活性化を図る。

(一) 卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各卸売市場の持つ経済的・社会的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等卸売市場の実態を反映しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、これを遵守すること。

この売買取引の方法の設定に当たっては、各卸売市場

における市場取引委員会の場等において売買取引の状況について不審の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

(二) 計画的な集荷活動による品揃えの確保や商物一致原則の例外措置の活用、国が示すガイドラインに即した受託拒否の禁止の例外措置の適切な運用等を図るため、各卸売市場において市場取引委員会等の場等を活用して十分な議論を行うこと。

(三) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間の直接取引の拡大に対応するとともに、中央拠点市場を活用した効率的な流通網の構築といった観点からも、集荷の共同化等の複数の卸売市場間の連携や新商品の開発等のための生産者及び実需者との連携による集荷力の向上を通じて市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会等の場等で十分な議論を行うこと。

(四) 迅速かつ機動的な取引による実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、法令に基づかない事前承認や各種書類の提出・報告の義務付けについて、その必要性を十分に検証し、事務の簡素化の徹底を図ること。また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じて情報技術の活

用や様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進すること。

(五) 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理した情報等、仲卸業者や専門小売業者の利便性や透明性に配慮した取引情報の提供に努めること。

(六) 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合に行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。

(七) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。

(八) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用した機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に即して、卸売市場全体の利益を考慮することができるとともに、視野を有した市場取引委員会の委員の選定等を通じて、より経営的な観点から卸売市場全体としての統一的な意思決定に努めること。

とともに、生産履歴情報等の適切な確認・伝達による消費者の信頼の確保に努めること。また、食中毒等の食品事故へ適切に対応するため、生鮮食品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の作成・保存を適切に行うことにより、トレーサビリティの確保に努めること。なお、その際には効率化を図り、コストの削減に最大限努力すること。

(九) 卸売市場に対する生産者、実需者及び消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努めること。

二 物品の積卸し・荷さばき保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス(戦略的物流管理システム)の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意すること。

(一) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。

システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

三 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、施設の整備と併せて、生鮮食品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置と、当該措置をその内容とする品質管理の高度化に向けた規範の策定を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組む。この場合、HACCP(危害分析・重要管理点)の考え方を採り入れた品質管理に努める。特に、水産物及び食肉においては、食品衛生法(昭和二十二年法律第二三三号)に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守するとともに、食肉におけると畜段階においては、と畜場法(昭和二十八年法律第一四号)等に基づく構造設備の基準や衛生管理の基準の遵守、食道や直腸の結紮やナイフの消毒等に取り組む。

五 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

一 卸売業者 (一) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の高質の向上、省力

化システムの導入等による生産性の向上に努めること。その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員一人当たりの取扱金額の水準(表A)を達成することを目安とする。異なる卸売市場や取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化や連携強化も視野に入れた対応を行うこと。

(二) 経営状況の悪化に

切な指導を行うこと。さらに、卸売業者の経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。

(三) 管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの削減に努めること。

(四) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育及び熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めること。

(五) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化と生産者及び実需者との連携を深めることにより、国内産の農林水産物を用いた新商品開発能力の向上に努めること。

(六) 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実と努力、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めること。

二 仲卸業者 (一) 経営の発展を図るため、業者数の大幅な削減を図ることを基本とし、卸売市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化、仲卸組合の共同事業として廃業する仲卸業者の営業の縮減を図ること。この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員一人当たりの取扱金額の水準

(二) 経営状況の悪化に

対し、業務の適正かつ健全な運営を確保するため、開設者が財務基準を定め、これに基づき経営の早期改善を図ること。また、卸売市場の信用力を維持する観点から、開設者は、仲卸業者に対する経営改善指導を適切に行うこと。

(表B)を達成することを目安とする。異なる卸売市場や取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化も視野に入れた対応を行うこと。

(三) 小売業者、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就業体系の整備等により小売業者等の営業の動向に対応した卸売市場の休業日における営業の実現に努めること。

(四) 卸売業者、仲卸業者、生産者、実需者等の関係業者間の連携関係の強化を図りつつ、大型ユーザとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、生産者及び実需者との連携強化に取り

表 A (単位:百万円)

| 市場別 | 部類別 | | |
|-------------------------|---------|---------|--------|
| | 青果物卸売業者 | 水産物卸売業者 | 花き卸売業者 |
| 中央卸売市場 | 250 | 380 | 160 |
| 地方卸売市場 (水産物産地市場を除く。) | 130 | 160 | 80 |

(注) この表に示す水準は、中央卸売市場については平成20年度、地方卸売市場については平成19年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

表 B (単位:百万円)

| 市場別 | 部類別 | | |
|-------------------------|---------|---------|--------|
| | 青果物仲卸業者 | 水産物仲卸業者 | 花き仲卸業者 |
| 中央卸売市場 | 100 | 100 | 70 |
| 地方卸売市場 (水産物産地市場を除く。) | 90 | 80 | 50 |

(注) この表に示す水準は、平成20年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

